

雲南圏域地域医療構想調整会議の位置づけ

1 地域医療構想調整会議の位置づけについて

医療法上、都道府県は「協議の場」を設け、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うものとされている。

○医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

第三十条の十四 都道府県は、構想区域…ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場…を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

島根県では、地域医療構想調整会議の設置・運営について、「島根県地域医療構想調整会議設置要綱」を定め、この要綱において保健所長は別の名称の会議を地域医療構想調整会議と位置づけることができるとしている。



雲南圏域では、これまでの既存の以下の会議を活用し、
「雲南地域保健医療対策会議」を「雲南圏域地域医療構想調整会議全体会議」とし、
「医療・介護連携部会」を「雲南圏域地域医療構想調整会議関係者会議」と位置付け
ることとする。

2 時期について

平成 27 年度からとする。

ガイドラインでは、「地域医療構想の策定段階から地域医療構想調整会議を設置し、構想区域全体の意見をまとめることが適当である」としている。

3 医療・介護連携部会からの変更内容

【設置・役割】

- ・地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ・圏域内での慢性期病床・在宅医療・介護サービスの整備に関する協議
- ・地域医療介護総合確保基金に係る島根県計画に関する圏域意見の協議

【部会構成組織】

各病院、雲南医師会、市町医療担当課・介護保険担当課、雲南地域介護支援専門員協会、訪問看護ステーション協会雲南支部、雲南地域介護サービス事業管理者連絡会、雲南広域連合、
雲南歯科医師会、薬剤師会雲南支部、看護協会雲南支部、保険者協議会

4 今後のスケジュール

平成 27 年 8 月 3 日（月） 第 1 回医療介護連携部会（関係者会議）

平成 28 年 2 月 第 2 回医療介護連携部会（関係者会議）

平成 28 年 3 月 第 1 回雲南地域保健医療対策会議（全体会議）